産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令

産業教育振興法施行規則（昭和五十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条関係）

㈡　設備

項	科目群	設備名	品目
1	情報基礎に関する科目群	データ処理用機器	［略］
			コンピュータ周辺装置
		制御用機器	［略］
			情報技術基礎実習装置
			情報セキュリティ基礎実習装置
		［略］	［略］
		視聴覚教育用機器	［略］
			机・戸棚類
2	情報応用に関する科目群	データ処理用機器	［略］
			コンピュータ周辺装置
			情報セキュリティ実習装置
		［略］	［略］
3	生物生産に関する科目群	［略］	［略］
		飼育管理用機器	［略］
			品質検査機
			車両消毒器
		［略］	［略］
4	林業に関する科目群	［略］	［略］
		模型・標本	標本
			岩石標本
		［略］	［略］

改正前

別表第一（第一条関係）

㈡　設備

項	科目群	設備名	品目
1	情報基礎に関する科目群	データ処理用機器	［同上］
			コンピュータ周辺機器
		制御用機器	［同上］
			情報技術基礎実習装置
		［同上］	［同上］
		視聴覚教育用機器	［同上］
			机類
2	情報応用に関する科目群	データ処理用機器	［同上］
			コンピュータ周辺装置
		［同上］	［同上］
3	生物生産に関する科目群	［同上］	［同上］
		飼育管理用機器	［同上］
			品質検査機
		［同上］	［同上］
4	林業に関する科目群	［同上］	［同上］
		模型・標本	
			岩石標本
		［同上］	［同上］